

みなとみらい21地区32街区の開発事業が、 国土交通大臣の民間都市再生事業計画の認定を受けました

みなとみらい21地区を含む「横浜都心・臨海地域」は、平成24年1月に、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」に指定されています。

このたび、みなとみらい21地区32街区の「(仮称)MM21-32街区オフィス計画」が、民間都市再生事業計画の認定を受けました。

今後も、特定都市再生緊急整備地域に指定されたことによる税制面等のメリットや横浜市独自の制度である企業立地促進条例等の支援策などを活用し、企業立地の促進を図ってまいります。

1 認定民間都市再生事業計画の概要（別添の国土交通省プレスリリースもご覧ください）

- (1) 認定された年月日 平成27年12月3日
- (2) 認定事業者の名称 東急不動産株式会社、三井住友信託銀行株式会社
- (3) 都市再生事業の名称 (仮称)MM21-32街区オフィス計画
- (4) 事業施行期間 平成27年10月20日～平成29年7月31日
- (5) 事業区域
 1. 位置 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番2
 2. 面積 10,704.69 m²

2 建物の概要

- (1) 主用途 業務施設、保育所、商業施設
- (2) 規模 地上15階
- (3) 建築面積 5,080.00 m²
- (4) 延床面積 55,578.20 m²
- (5) 構成

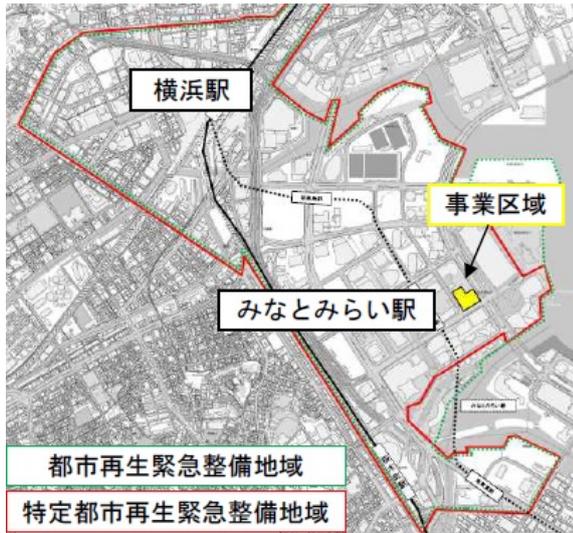
みなとみらい駅やパシフィコ横浜に隣接した、業務施設、保育所、商業施設からなる計画です。

地区内のメイン通りとなる国際大通り側に、全天候に対応できる大空間の広場を設え、敷地内を通り抜ける通路や、歩道に沿って敷地内に回廊を設けるなど、歩行者の回遊性や利便性の向上、地域の活性化などが期待されます。



外観イメージ

(裏面あり)



位置図



概要図

(参考)

民間都市再生事業計画とは

都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域（都市開発事業等により緊急かつ重点的に市街地整備を推進し、都市再生の拠点となる地域）内で、国土交通大臣が定める基準を満たした、公共施設の整備を伴う民間都市開発事業で、国土交通大臣の認定を受けた計画のことです。
認定により、不動産取得税、固定資産税等の税制優遇等を受けることができます。

特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことです。
平成 24 年 1 月に、都市再生緊急整備地域のうち、本市を含む 7 都市 11 地域が、特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

| | |
|----------------------|------------------------|
| お問合せ先 | |
| 都市整備局みなとみらい 2 1 推進課長 | 白井 正和 Tel 045-671-3501 |